

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名             |
|-------|------------------|
| 10    | 障害福祉関係事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安芸太田町は、障害福祉関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

安芸太田町長

## 公表日

令和1年6月30日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務   |   |
|--|---|
| ①事務の名称   | 障害福祉関係事務  |
| ②事務の概要   | <ul style="list-style-type: none"><li>- 障害者手帳に関する事務</li><li>- 障害者の補装具給付に関する事務</li><li>- 障害者の日常生活用具給付に関する事務</li><li>- 自立支援医療の支給申請受理等の事務</li><li>- 障害者総合支援法による自立支援給付の支給等の事務</li><li>- 障害児通所給付費等に関する事務</li></ul>   |
| ③システムの名称   | <ul style="list-style-type: none"><li>- 福祉総合障害者管理台帳</li><li>- 障害福祉サービス支給管理台帳</li></ul>  |
| 2. 特定個人情報ファイル名   |   |
| <ul style="list-style-type: none"><li>- 福祉総合障害者管理台帳ファイル</li><li>- 障害福祉サービス支給管理台帳ファイル</li></ul> |   |
| 3. 個人番号の利用   |   |
| 法令上の根拠   | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一の8、11、84の項<br>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8、11、60条  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携   |   |
| ①実施の有無   | [ 実施する ]<br><選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定   |
| ②法令上の根拠  | <情報提供の根拠><br>番号法 第19条第7号 別表第二の10、11、12、16、20、26、27、28、31、50、54、55、56-2、57、79、87、106、108、116の項<br><br><番号法別表第二における情報提供の根拠><br>第三欄(情報提供者)である都道府県知事について、身体障害者手帳の交付に関する事務は、広島県から安芸太田町へ権限移譲されているので、ここでは「市町村長」と読み替える。<br><br><情報照会の根拠><br>番号法 第19条第7号 別表第二108、109、110の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署  |   |
| ①部署  | 福祉課   |
| ②所属長の役職名   | 課長  |
| 6. 他の評価実施機関  |   |
|  |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先  | 総務課 広島県山県郡安芸太田町大字戸河内784番地1 (0826)28-2111  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ   |   |
| 連絡先  | 福祉課 広島県山県郡安芸太田町大字下殿河内236番地 (0826)25-0250  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数  |                    |
|--|--------------------|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が   | [ 1,000人未満(任意実施) ] |
| いつ時点の計数か   | 令和1年6月30日 時点       |
| ＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |                    |
| 2. 取扱者数  |                    |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か   | [ ]                |
| いつ時点の計数か   | 令和1年6月30日 時点       |
| ＜選択肢＞<br>1) 500人以上 2) 500人未満   |                    |
| 3. 重大事故  |                    |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか   | [ 発生なし ]           |
| ＜選択肢＞<br>1) 発生あり 2) 発生なし   |                    |

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

|  |                            |  |
|--|----------------------------|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                    |                            |  |
| [ 基礎項目評価書 ]  |                            | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                   |                            |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ]                  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |                            |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か               | [ 十分である ]                  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か          | [ 十分である ]                  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                            |                            |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ]                  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない |                            |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                 | [ 十分である ]                  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)          |                            |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ]                  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                    | [ 十分である ]                  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去  |                            |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                              | [ 十分である ]                  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 監査  |                            |  |
| 実施の有無  | [ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発  |                            |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 十分に行っていない ]              | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

## 変更箇所

| 変更日      | 項目                             | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|--------------------------------|---|---|------|-----------|
| 令和1年7月1日 | I-1-1-②事務の概要                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者手帳に関する事務</li> <li>障害者の補装具給付に関する事務</li> <li>障害者の日常生活用具給付に関する事務</li> <li>自立支援医療の支給申請受理等の事務</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者手帳に関する事務</li> <li>障害者の補装具給付に関する事務</li> <li>障害者の日常生活用具給付に関する事務</li> <li>自立支援医療の支給申請受理等の事務</li> <li>障害者総合支援法による自立支援給付の支給等の事務</li> <li>障害児通所給付費等に関する事務</li> </ul>  |      |           |
| 令和1年7月1日 | I-1-1-③システムの名称                 | 福祉総合障害者管理台帳   | <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉総合障害者管理台帳</li> <li>障害福祉サービス支給管理台帳</li> </ul>   |      |           |
| 令和1年7月1日 | I-1-2特定個人情報ファイル名               | 福祉総合障害者管理台帳   | <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉総合障害者管理台帳ファイル</li> <li>障害福祉サービス支給管理台帳ファイル</li> </ul>   |      |           |
| 令和1年7月1日 | I-3法律上の根拠                      | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)</p> <p>第9条第1項 別表第一の11、84の項<br/>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第11条</p>  | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)</p> <p>第9条第1項 別表第一の8、11、84の項<br/>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8、11、60条</p>   |      |           |
| 令和1年7月1日 | I-4-1-②法律上の根拠                  | <p>&lt;情報提供の根拠&gt;<br/>番号法 第19条第7号 別表第二の16、26、27、28、31、54、55、56-2、57、79、87、106、116の項<br/>※番号法別表第二の116の項に係る主務省令は未制定。</p> <p>&lt;番号法別表第二における情報提供の根拠&gt;<br/>第三欄(情報提供者)である都道府県知事について、身体障害者手帳の交付に関する事務は、広島県から安芸太田町へ権限移譲されているので、ここでは「市町村長」と読み替える。</p> <p>&lt;情報照会の根拠&gt;<br/>番号法 第19条第7号 別表第二108、109、110の項</p> | <p>&lt;情報提供の根拠&gt;<br/>番号法 第19条第7号 別表第二の10、11、12、16、20、26、27、28、31、50、54、55、56-2、57、79、87、106、108、116の項</p> <p>&lt;番号法別表第二における情報提供の根拠&gt;<br/>第三欄(情報提供者)である都道府県知事について、身体障害者手帳の交付に関する事務は、広島県から安芸太田町へ権限移譲されているので、ここでは「市町村長」と読み替える。</p> <p>&lt;情報照会の根拠&gt;<br/>番号法 第19条第7号 別表第二108、109、110の項</p> |      |           |
| 令和1年7月1日 | I-5-1-②所属長の役職名                 | 課長 栗栖 修司  | 課長  |      |           |
| 令和1年7月1日 | IV-1提出する特定個人情報保護評価書の種類         |   | 基礎項目評価書   |      |           |
| 令和1年7月1日 | IV-2特定個人情報の入手                  |   | 十分である   |      |           |
| 令和1年7月1日 | IV-3特定個人情報の使用(目的を超えた届け付け等対策)   |   | 十分である   |      |           |
| 令和1年7月1日 | IV-3特定個人情報の使用(権限のない者の不正使用等)    |   | 十分である   |      |           |
| 令和1年7月1日 | IV-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託          |   | 十分である   |      |           |
| 令和1年7月1日 | IV-5特定個人情報の提供・移転               |   | 十分である   |      |           |
| 令和1年7月1日 | IV-6情報提供ネットワークシステムとの接続(目的外入手)  |   | 十分である   |      |           |
| 令和1年7月1日 | IV-6情報提供ネットワークシステムとの接続(不正提供対策) |   | 十分である   |      |           |
| 令和1年7月1日 | IV-7特定個人情報の保管・消去               |   | 十分である   |      |           |
| 令和1年7月1日 | IV-8監査                         |   | —   |      |           |
| 令和1年7月1日 | IV-9従業者に対する教育・啓発               |   | 十分に行っていない   |      |           |